

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年〇月〇日

財務大臣 加藤 勝信

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

財務省行政文書管理規則（平成 23 年財務省訓令第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改正後					改正前				
別表第１ 行政文書の保存期間基準					別表第１ 行政文書の保存期間基準				
事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [略]			1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [同左]		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年 ・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年 ・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7) [略]					(7) [同左]		
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) [略]			2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5) [同左]		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	20 年 （保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については 30 年） ・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項二）	20 年 （保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については 30 年） ・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [略]			3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5) [同左]		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年 ・ <u>官報</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	20 年 ・ <u>官報の写し</u> ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7) [略]					(7) [同左]		
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) [略]			4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) [同左]		
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20 年 ・ <u>官報</u>			(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20 年 ・ <u>官報の写し</u>
		(5) [略]					(5) [同左]		

5～13 [略]						
その他の事項						
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④ [略]			
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・ 官報	
		(2) [略]				
15	予算及び決算に関する事項	(1) [略]				
		(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）	① [略]			
			②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）	5 年	・ 計算書 ・ 証拠書類 （※会計検査院保有のものを除く。）	
				課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書を受領した日又は提供を受けた日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から 5月 を経過した日に係る特定日以後 7 年	・ 課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書	
				③～⑤ [略]		
16～28 [略]						
29	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から28の項	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約が終了する日に係る特定日以後	・ 仕様書案 ・ 協議 ・ 調整経緯	

5～13 [同左]						
その他の事項						
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④ [同左]			
		⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・ <u>官報の写し</u>		
		(2) [同左]				
15	予算及び決算に関する事項	(1) [同左]				
		(2)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯（5の項(2)及び(4)に掲げるものを除く。）	① [同左]			
			②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類（二十二の項ロ）	5 年	・ 計算書 ・ 証拠書類 （※会計検査院保有のものを除く。）	
				課税仕入れ等の税額の控除に係る適格請求書を受領した日又は提供を受けた日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から <u>2月</u> を経過した日に係る特定日以後7年	・ 課税仕入れ等の税額の控除に係る受領した適格請求書	
				③～⑤ [同左]		
16～28 [同左]						
29	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯（1の項から28の項	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約が終了する日に係る特定日以後	・ 仕様書案 ・ 協議 ・ 調整経緯	

		までに掲げるものを除く。)		5 年			までに掲げるものを除く。)		5 年	
				適格請求書を交付した日又は提供した日の属する課税期間 （会計年度）の末日の翌日から 5 月 を経過した日に係る特定日以後7年	・ 交付した適格請求書の写し				適格請求書を交付した日又は提供した日の属する課税期間 （会計年度）の末日の翌日から 2 月 を経過した日に係る特定日以後7年	・ 交付した適格請求書の写し

別表第 2 〔略〕

別表第 2 〔同左〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。